

SY3-1

子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）が
目指すもの

佐藤 拓代

公益社団法人 母子保健推進会議

子育て世代包括支援センターは、平成28（2016）年改正の母子保健法に位置づけられた母子健康包括支援センターであり、法律公布日の通知「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」で子育て世代包括支援センター（以下「センター」とする）とされ、子育ての最悪の事態である子ども虐待を予防するため、母子保健にとどまらず包括的に妊娠期から切れ目なく子育てを支援することが明確に示された。先に類似した名称の子育て支援センター事業が子育て支援担当部署では実施されており、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援をワンストップで提供する拠点として、子育て支援と母子保健がお互いに歩み寄って取り組む、自治体の内部の連携が要となっている取り組みと言える。

母子保健事業は市町村が実施し、健診や教室等の「点」の事業が行われているが、切れ目のない支援のためには「点」ではなく「面」である日々の生活への視点が必要で、センターでは公的サービスの最初の接点である妊娠届出時に個室等で支援者が名前を名乗りゆっくり話を聞き、どのようなことでも相談できる信頼関係構築と、支援プラン作成等の支援の見える化が行われ始めている。これまでの事業中心で問題を抱えている親子を把握してからの支援から、妊娠・出産・子育ては原家族から新たな家族を作るプロセスで誰にでも困難はあることとして、利用者目線での事業展開を行うものである。また、センターは施設を必ず作るものでもなく、地域の実情に応じて、高齢者向けのサービスが潤沢にあるのならそこを妊婦や親子が参加できるようにするなど、さまざまな工夫で利用者目線に立った子育てを支援していく、地域づくりとも言えることができる。

演者は平成29（2017）年から、厚生労働科学研究で未設置自治体に対する調査やセンター設置推進の研修等を行ってきており、設置が進まない自治体では、センターで必要とされていることは既に行っていて全数把握している、専門職がない等の状況が判明した。全数把握していると考えるのは事業実施者側の目線であり、当事者に母子保健と子育て支援が連携してどんなことでも相談できるという切れ目のない支援が行われているか、という利用者目線が必要である。そこで、センター設置推進とセンターの効果的な展開をめざした研修では、研究成果でもある面談支援ガイド（案）の「あなたの心配ごと」すなわち問題の有無を焦点化する関係性ではなく、「わたしの心配ごと」を前面に出した関係性構築の面談と、「支援の見える化」の支援プラン作成のロールプレイ等を行った。実際に妊娠届出面接を個室化し、ゆっくり関係性構築を行い、必要な妊婦には支援プランを渡すことで、家庭訪問の拒否が少なくなった等の自治体の声があった。専門職の不足等があっても、公的サービスとの最初の出会いに重点を置き、メリハリをつけた利用者目線でのセンター事業を行うことができる。

新型コロナウイルス感染症蔓延下では、面談や家庭訪問が困難になっているが、センターの目指す関係性構築と支援の見える化の必要性はさらに高まっている。どの時点でもいいが、「私の心配ごと」を伝え、あなたにリスクや問題があるからではなく、誰にでも原家族を出て新たな家族関係を作ることは支援が必要なこととして、「何かあったら保健センターに相談してきてね」ではなく、「相談は私に、〇〇にしてきてね」「〇〇の時期に私が心配だから電話（家庭訪問）するね」といった、利用者目線での支援を展開することこそがセンターの目指すものと言える。